

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	情報政策課
契約締結年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日
契約者名	日本電気株式会社甲府支店
契約名	山梨県財務会計システム維持管理業務委託
契約金額 (税込み)	3 2 , 8 9 6 , 8 0 0 円
随意契約理由	<p>財務会計システムの維持管理業務を実施するには、山梨県の財務制度及びシステムの仕様に対する理解が不可欠であり、維持管理業務に携わっていない者が新たに業務に就く場合には、財務会計システムが県における財政運営を支える基幹システムであることを考慮して、相当な業務習得期間（準備期間）を設ける必要がある。</p> <p>しかし、 会計業務は毎日定められた時間までに所用の作業を完了させることが必須であるため、業務開始後直ちに作業を行う必要があること。 複雑な財務制度をシステム化しているため、システムの仕様を把握するためには非常に時間を要すること。 予算編成、決算統計、繰越処理、年度切替などある時期に特別に必要となる処理について、年間を通じて一通りの業務を体験するには1年間を要すること。</p> <p>以上の3点から十分な習得期間を確保することは事実上不可能であるため、見積合わせを省略し、現行の財務会計システムの開発業務の委託先である日本電気株式会社甲府支店に当該業務を委託することとした。</p> <p>同社は、旧財務会計システムの開発、運用を行う一方、現システムについても総合評価一般競争入札の結果、開発業者となったものであり、旧、現のいずれの財務会計システムについても設計から開発まで関わっていることから、システムの運用について最も安全に業務を遂行でき、本委託業務の目的を最も確実かつ安価で達成できると考えられる。</p>
随意契約の適用条項	<p>地方自治法 第 234 条第 2 項 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 第 11 条第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 137 条第 3 項</p>

